

ごみ処理施設建設基本設計業務委託料の支出を
違法・不当とする住民監査請求結果

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 34 号
平成 27 年 5 月 28 日

様
様
様
様
様
様
様
様
様
様

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 池 田 利 恵

監査請求に係る監査結果について

平成 27 年 3 月 31 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求人1 請求人

2 請求書の提出日

平成27年3月31日

3 請求の要旨

請求人提出の日野市職員措置請求書要旨は、次のとおりである。

I 請求の趣旨

請求者らは、日野市長に対して、ごみ処理施設建設基本設計書に対する支出行為の不当・違法の確認を求めるとともに、ごみ処理広域化計画の推進によってこれ以上の損害が市民に発生することを防止するため、ごみ処理広域化計画推進行為を停止する措置を請求する。

II 申立の理由

[1] ごみ処理広域計画化と「ごみ処理施設建設基本設計書」

2013年3月13日、日野市、国分寺市及び小金井市は、周辺住民の理解を得て可燃ごみの広域処理に向けた新施設の建設を推進すること（以下「ごみ処理広域化計画」という。）を内容とする覚書を取り交わした。この新施設は、現在の日野市クリーンセンターの建て替えの形を取ることになっており、これまでの2倍以上のごみを24時間連続炉で燃やすことを予定している。

この計画は、環境面で不安があるなどの問題ばかりでなく、近隣住民の同意を得ていないなど手続的にも後記の通り違法・不当であり、多くの市民が反対の姿勢を明らかにしている。

しかしながら、日野市は、2013年12月25日、下記の内容のごみ処理施設建設基本設計業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

- ① 契約目的物
 - i ごみ処理施設建設基本設計書 A4 を 50 部
 - ii 左記電子媒体
 - iii その他必要書類
- ② 契約金額
945 万円
- ③ 契約期間
2013 年 12 月 26 日から 2014 年 3 月 28 日まで
- ④ 支払方法
前払い金として 2、835、000 円を支払い、残額については業務終了後に支払う。

この委託契約は、日野市の行為であるが、その財源は国庫支出金、日野市一般財源とともに小金井市、国分寺市の交付金でまかなわれている。このことから同業務が、3 市による広域化計画の推進行為そのものであることは明らかである。

- この委託は、少なくとも、
- i 近隣住民の同意というごみ処理広域化計画化を進める条件を欠いているのに行われていること。
 - ii 市民参加がまったくなされていないこと
 - iii 会計上の法令に反する支出がなされていること
- の点で違法・不当である。

[2] ごみ処理広域化計画の条件とされた「周辺住民の理解」が得られていないこと

環境への負荷が大きくなるのに自分たちの意見反映がないまま進められたごみ処理広域化計画に対して、地元住民は強い反対の意思を表明してきた。

- (1) ごみ処理広域化に関する覚書は「周辺住民の理解」が条件であったこと
日野市は本件契約を 2013 年 12 月 25 日に締結したところ、その前提として、日野市は、「周辺住民の理解」が条件であるとする 2013 年 3 月 13 日付覚書を交わした。

この「周辺住民の理解」について、日野市は、2013 年 3 月 21 日の市議会で、「3 市でもって土俵に上がって、これから協定等、また一部事務組合等、もしつくるのであれば、その前段として周辺住民の理解を得ていなければ、これは進まないんですよという意味での停止条件」と説明している。

大坪市長も、2013 年 7 月に行われた市民説明会で、「地元が反対という時には、住民投票で決まったことであっても広域化は難しいと考えます」として、「地元」の意向を重要視することを明らかにしてきた。

- (2) 「周辺住民」には、少なくとも 500m 以内の区域の住民を含むこと
1960 年に旧建設省が示したごみ処理施設についての「計画標準（案）」には、ごみ焼却場の建設地について、「市街地及び将来市街化の予想される

区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと」とされており、ごみ処理施設における「周辺住民」とは、少なくとも施設から 500 メートル以内の住民は含むと解される。

日野市は、「クリーンセンターだより」を、「クリーンセンターの地元である、新井自治会・新石自治会・百草園自治会・百草園団地自治会・落川上自治会（一部）の皆さん向けに発行している」が、これも少なくともクリーンセンターから 500 メートル以内の住民は、「地元」の「周辺住民」という理解を前提にしていると解される。

(3) 「地元」の「周辺住民」は、広域化に反対であること

2015 年 1 月 21 日、「ごみ問題・監査請求をすすめる会」は広域化計画に反対する 10、873 名の署名を貴委員会に提出したが、このなかには、新井自治会・新石自治会・百草園自治会・百草園団地自治会・落川上自治会の地域の住民数千名が含まれている。

また、これまで根強い反対運動を展開してきた新石自治会を始め、上記いずれの自治会も広域化に「賛成」や「理解」を示したものはない。この点については市も「新石自治会」の理解や同意が得られていないことを認めている。

さらに、新井・落川地区の住民によって組織された浅川南クリーンセンター周辺住民の会が改めて広域化反対の意思表示をしようと署名活動を行い、住民の過半数の署名を集めて提出している。

(4) 小括

日野市の「覚書」の締結、その後の市議会や市民説明会での説明によってこれら一連の行為によって、広域化に基づくごみ処理施設が建設される際には地元住民の同意・協力がなければ建設されないことは、住民と日野市の合意となっている。日野市は広域化に基づくごみ処理施設の建設に関する契約を締結する場合には、地元住民の理解という停止条件を成就させていなければならなかったものであり、少なくとも、信義則上、地元住民の同意があったと同視しうる状況なしに、ごみ処理施設建設に関する契約を締結してはならなかったというべきである。

それにもかかわらず、日野市は地元住民の意向を無視して本件計画を断行して、本件計画に基づいて本件契約の委託業務金を支払った。本件計画に基づく委託業務金の支払いが違法な公金の支出であることは言うまでもない。

[3] 市民参加がまったくなされていないこと

「ごみ処理施設建設基本設計」は、ごみ処理施設をどの地点に立地させるのか、建設するごみ処理施設の規模は、どの程度のものにするのか等、事業の基本となる計画を定めるものである。計画推進の出発点であり、要をなす事業であり、市民参加の手続は不可欠である。ところが、同事業は発注から納品まで、わずか 3 ヶ月間しか確保されておらず、計画策定に市民参加の機会はいっさい設けられていない。

これは日野市廃棄物処理条例の第6条で定める「市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない」といする市長の義務に違反する。また、2009年6月に定められた「第2次ごみゼロプラン」でも、市民参加の理念を先取りし、焼却施設・粗大ごみ処理施設の更新（建て替え）について、市が施設更新計画を検討するが、専門部会（プロジェクトチーム）がその検討に参加することとしているが、これにも反する。

ごみ処理施設の建設に際して、基本計画の策定に市民参加を保障し、時間をかけ、ていねいな議論によって、住民の合意をつくり出すのは常識である。2013年4月に稼働した三鷹市と調布市の広域化(ふじみ衛生組合)では、1999年の覚書締結以来、2006年の基本計画策定まで、市民参加による計画策定に7年間をかけている。町田市は、2020年度に稼働をめざすごみ処理施設建設計画をすすめているが、2013年4月に基本計画を策定するまでに、2006年から7年をかけた市民参加によるていねいな検討が行われている。この中でプラスチックごみや生ごみの分別・資源化計画の策定、建設地の選定などが行われた。これら近隣市の取り組みと較べても、市民参加もなく3ヶ月で「基本設計」を策定した日野市のやり方の異常さは明確である。

なお、環境省・廃棄物対策課による「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き、ごみ焼却施設（第2版）」（2013年）は、ごみ処理施設の計画主要項目の第一に「処理能力」をあげ、「過去の年次別、季節別のごみ量の実績」と共に「将来のごみ収集計画など」に基づき決定すること、さらに「ごみ質の設定に当たっては将来のごみ分別方法や資源化・減量化等の変更に伴うごみ質の変化を見込む必要がある」としている。つまり、ごみ焼却施設の適正規模を設定することは、計画の第一要件となっている。基本計画の策定に、市民参加を保障し、時間をかけ、慎重に検討することは、市民合意、住民合意を形成する上で重要なだけでなく、ごみ処理施設の適正規模を決め、ムダのない効率的な施設、環境負荷の少ない施設とする上でも重要であることを示すものである。日野市における「ごみ処理施設建設基本設計書」では、「共同処理」を称しながら、「将来のごみ収集計画」「将来のごみ分別方法や資源化・減量化等」に関しては、なんら検討されていない。従って、同計画で見積もる焼却炉の稼働時(2020年)の計画ごみ処理量、年間64,682トンは、現状(2013年度)の3市の可燃ごみ処理量の合計、年間64,003トよりも、むしろ増加するという、ずさんなものとなっている。

この点でも、「ごみ処理施設建設基本設計書」策定委託業務への公金の支出は不当なものである。

[4] 本件契約に会計上の問題があること

本件契約で定められた履行期である2014年3月28日までに日野市が本件契約の目的物たるごみ処理施設建設基本設計書を受領することはなかった。それにもかかわらず、受注者は委託完了届を日野市の環境共生部施設課の担当者へ交付し、同年3月31日に日野市に対して、残額である6,615,000円

の支払を請求した。

日野市は、ごみ処理施設建設基本設計書を受領していないにもかかわらず、同年4月11日に6,615,000円を支払ったのである。なお、ごみ処理施設建設基本設計書は、支払い後の同年5月31日以降に日野市に引き渡された。

本件契約の履行過程には以下のような会計上の問題点がある。

- ア 既述のように、ごみ広域化処理について、市民参加も、条件である地元の理解も得られないなか、本件契約は締結され、支払がなされている。
- イ また、ごみ処理施設建設基本設計書が完成・納品されていないにもかかわらず、日野市は残額を支払った。これが契約に反し、「不当な公金の支出」であったことは明らかである。
- ウ さらに、本件契約では、ごみ処理施設建設基本設計書を2014年3月28日までに受領することが予定され、代金は2013年度の予算において支払われることになっていた。地方自治法208条2項は会計年度独立の原則（各会計年度の歳出にはその年の歳入をもって充てなければならないとする原則）を規定し、同法213条1項は「年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては」繰越明許費と呼称するものとし繰越明許費に該当する場合には当該会計年度の予算内でそれを明示したうえで（同法214条）、翌年度において支出されなければならない。繰越明許費として計上していなければ翌年度において使用することができない（同法220条3項）とされている。日野市における2013年度予算内において繰越明許費は計上されていないにもかかわらず、納品が5月31日以降であったものの対価を4月11日に支払うことは、会計年度独立の原則の潜脱であり、地方自治法208条2項、213条1項2項、同法214条に違反し、「不当な公金の支出」である。

[5] まとめ

以上のように、ごみ処理広域化計画には多くの問題点があり、手続的にも日野市が自ら条件とした市民参加がまったくなされず、地元の合意も得られていない。つまり、計画を進める前提条件が成立していない。

それにもかかわらず、日野市は2014年12月議会に一部事務組合規約案を提出し、ごみ処理広域化計画を強行した。

よって、請求者らは、日野市長に対して、ごみ処理施設建設基本設計書の委託業務金の支払いが違法な公金の支出であることを確認して、日野市に発生した損害の填補を求めるとともに、ごみ処理広域化計画の推進によってこれ以上の損害が市民に発生することを防止するため、ごみ処理広域化計画推進行為を中止するよう求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査に当たっては、請求人の主張する事実を確認するため、関係証拠書類の調査を行うとともに、請求人に対しては法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、また、関係人に対しては調査資料の提出及び陳述の聴取を行い、請求の内容及び陳述の内容等を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

ごみ処理施設建設基本設計業務委託料の支出について

請求人は申立の理由の中で「ごみ処理広域化計画の条件とされた「周辺住民の理解」が得られていないこと」及び「市民参加がまったくなされていないこと」によって、ごみ処理広域化計画を進める前提条件が成立していないと主張しているが、これらについては、ごみ処理施設建設基本設計業務委託契約の締結、支払の当・不当とは別の行政上の事務手続きの問題であり、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為とは認められないため監査の対象とはしなかった。

なお、上記内容については、別途、事務監査請求に基づく監査を実施してきたところである。

2 監査対象部課

環境共生部クリーンセンターを監査対象とした。

また、監査を実施していく中で、行政管理チームを監査対象に加わえた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、平成27年4月22日、4月24日及び5月7日に、新たな資料を追加提出した。

また、平成27年4月24日に陳述を行い、請求人9名の内、5名が出席して、本件請求の趣旨の補足を行った。

その際、法第242条第7項の規定に基づき、関係職員を立ち会わせた。

4 関係職員の陳述の聴取

平成27年4月24日、関係職員の陳述の聴取を行った。

環境共生部長、クリーンセンター長、同参事新可燃ごみ処理施設建設準備室長事務取扱、ごみゼロ推進課長、施設課長、新可燃ごみ処理施設建設準備室主幹2名、同副主幹1名が出席し、参事が陳述を行った。

その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

5 関係証拠書類の調査等

関係証拠書類については、監査対象部課である環境共生部クリーンセンターのほか、委託契約の手続きについては総務部総務課、検査業務の手続きについては行政管理チームから資料の提出を受けた。

なお、調査に伴って、平成27年5月19日、行政管理チームに対し、検査業務の内容に関して事情聴取を行った。

第3 監査の結果

本件請求に対する結論は、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないものと判断する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

関係職員に対する聴取及び書類等の確認の結果、以下の事実が認められた。

(1) ごみ処理施設建設基本設計業務委託契約の締結について

平成25年12月19日 施設課でごみ処理施設建設基本設計業務委託

契約の実施について起案・環境共生部長決裁

同日 支出負担行為伺書（契約依頼書）起案・環境共生部長決裁

平成25年12月20日 契約依頼書を総務課へ提出、受付

同日 総務課で見積合せ執行伺書を起案・総務部長決裁

平成25年12月24日 業者より総務課へ見積書の提出

同日 総務課で見積合せ結果及び契約締結伺書を起案・総務部長決裁

平成25年12月25日 ごみ処理施設建設基本設計業務委託契約締結

契約金額 9,450,000円

契約期間 平成25年12月26日から平成26年3月28日まで

支払方法 前払金として 2,835,000円を支払う

残額については業務完了後に支払う

(2) ごみ処理施設建設基本設計業務委託の履行について

平成25年12月26日 委託着手届

同日 管理技術者、照査技術者及び主任技術者届

平成25年12月27日 業務計画書承諾願、承諾

打合せ記録簿の日時

平成25年12月27日、平成26年1月7日、1月14日

1月23日、3月4日、4月14日

平成26年3月28日 委託完了届

印刷製本を前提とした基本設計書の最終校正原稿を成果品とし、50部が確実に納品される状態であるものと認めた

同日 業務委託完了報告書作成

同日 業務委託検査調書作成

平成26年5月31日 基本設計書50部納品

(3) ごみ処理施設建設基本設計業務委託料の支払について

平成26年1月17日 前払金代金請求書

請求金額 2,835,000円

同日 施設課で支出命令書起票

平成26年1月24日支払

平成26年3月31日 契約代金請求書

請求金額 6,615,000円

同日 施設課で支出命令書起票

平成26年4月11日支払

2 対象部課の説明

ごみ処理施設建設基本設計業務は、平成25年12月議会で補正予算が承認され、12月25日に契約金額9,450,000円で受託事業者と契約した。

業務委託契約の履行においては、3市の計画ごみ処理量の算定、施設規模、また、処理方法などを決めるに当たっての土地の利用状況や障害物等の基本条件の整理、市民へ説明してきた排ガスなどの基準をクリアするための設備の設定等を業務の中で実施した。

ごみ処理施設建設基本設計業務委託の契約期間末日である平成26年3月28日の段階では、仕様書に記載された成果品であるごみ処理施設建設基本設計書（以下「基本設計書」という。）50部はできていなかったが、印刷製本を前提とした基本設計書の最終校正原稿を成果品とし、50部が確実に納品される状態であるとした上で、受託事業者からの支払請求に基づいて、前払金を除く残金を受託事業者に支払ったものである。受託者からの請求書は、3月31日に受領し、同じ日に支出命令書を起票した。

その後速やかに印刷製本に出す予定でいたが、この業務は、環境省の循環

型社会形成推進交付金の対象事業であり、交付金要綱上の表記、例えば「熱回収施設」を「エネルギー回収推進施設」へ変更するなどの文言の修正が生じたため、製本された冊子版での納品は5月31日となった。

3 判断

請求人の主張に対し、次のように判断する。

(1) 基本設計書が納品されていないにも関わらず、委託料を支払ったと主張する件について

法第234条の2は、契約の適正な履行を確保するため、又は、その受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとしている。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の15第2項においては、検査は契約書、仕様書及び設計書等に基づいて行わなければならないとしている。

本件において、監査対象部課は、契約期間末日である平成26年3月28日時点において、契約書に定められた成果品50部の納品がないにもかかわらず、印刷製本を前提とした基本設計書の最終原稿を成果品とし、50部が確実に納品される状態であると説明して検査官に提示しているが、契約書に定められた成果品50部の納品がない段階で、業務の完了とみなすことの出来る理由は見当たらない。

また、基本設計書の「最終原稿」（平成26年3月28日納品）と製本された基本設計書（平成26年5月31日納品）とを比較すると40数カ所の修正が行われていたことが確認された。

以上のことから判断すると、監査対象部課が行った平成26年3月28日における業務委託完了報告書の作成及び業務委託検査調書の作成、3月31日における契約代金（残代金）請求書に基づく支出命令書の起票、4月11日における残代金6,615,000円の支払に至る一連の事務手続きは、法第234条の2、施行令第167条の15第2項に反しており、不当であったと言わざるを得ない。

(2) 会計年度独立の法則に反すると主張する件について

法第208条第2項では会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに当てなければならないとしており、法第213条第1項においては、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、予算の定めるところにより、翌年度へ繰越して使用することができると定められている。また、施行令第143条第1項第4号において、相手方の行為の完了があった後支出するものについては、当該行為の履行があった日の属する年度が、歳出の属する会計年度であると規定している。

上記の法令から判断すると、最終的に製本された成果品50部の納品があ

ったのは翌年度（平成26年度）の平成26年5月31日であったことが確認されていることから、本件委託料は、翌年度へ繰越しの手続きを行うことが相当であり、平成25年度の業務委託料とした会計処理は、法令に反しており、不当であったと言わざるを得ない。

（3） 損害の発生について

住民監査請求は、法第242条の定めにより、市民が、市長や市の職員による財務会計上の行為が違法又は不当であり、その結果、市に損害が生じていると認められるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求する制度である。

本件の基本設計書の納入について検討すると、納期の遅れはあったものの、最終的には契約書に定められた成果品50部の納品が成されていることから、契約金額（残金）の支払いが不適切であったことに伴って、市に具体的な損害が発生している事実は認められない。

4 結論

以上のことから、事務手続きに不当な点があったと認められるものの、市に損害が発生していると認めることは出来ないため、本件請求には理由がないものと判断する。

5 意見

監査対象部課においては、委託料の支払いに係る手続きの厳格かつ適正な執行に努めることを徹底されたい。

日野市職員措置請求書

2015年3月31日

日野市監査委員 御中

日野市長に対する措置請求の要旨

第1 請求の趣旨

請求者らは、

日野市長に対して、ごみ処理施設建設基本設計書に対する支出行為の不当・違法の確認を求めるとともに、ごみ処理広域化計画の推進によってこれ以上の損害が市民に発生することを防止するため、ごみ処理広域化計画推進行為を停止する措置を請求する

第2 申立の理由

1 ごみ処理広域計画化と「ごみ処理施設建設基本設計書」

2013年3月13日、日野市、国分寺市及び小金井市は、周辺住民の理解を得て可燃ごみの広域処理に向けた新施設の建設を推進すること（以下「ごみ処理広域化計画」という。）を内容とする覚書を取り交わした（資料1）。この新施設は、現在の日野市クリーンセンターの建て替えの形を取ることになっており、これまでの2倍以上のごみを24時間連続炉で燃やすことを予定している。

この計画は、環境面で不安があるなどの問題ばかりでなく、近隣住民の同意を得ていないなど手続的にも後記の通り違法・不当であり、多くの市民が反対の姿勢を明らかにしている。

しかしながら、日野市は、2013年12月25日、下記の内容のごみ処理施設建設基本設計業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

① 契約目的物

- i ごみ処理施設建設基本設計書 A4 を 50 部
- ii 左記電子媒体
- iii その他必要書類

② 契約金額

945 万円

③ 契約期間

2013年12月26日から2014年3月28日まで

④ 支払方法

前払い金として2,835,000円を支払い、残額については業務終了後に支払う。

この委託契約は、日野市の行為であるが、その財源は国庫支出金、日野市一般財源とともに小金井市、国分寺市の交付金でまかなわれている。このことから同業務が、3市による広域化計画の推進行為そのものであることは明らかである。

この委託は、少なくとも、

- i 近隣住民の同意というごみ処理広域化計画化を進める条件を欠いているのに行われていること。
 - ii 市民参加がまったくなされていないこと
 - iii 会計上の法令に反する支出がなされていること
- の点で違法・不当である。

2 ごみ処理広域化計画の条件とされた「周辺住民の理解」が得られていないこと

環境への負荷が大きくなるのに自分たちの意見反映がないまま進められたごみ処理広域化計画に対して、地元住民は強い反対の意思を表明してきた。

(1) ごみ処理広域化に関する覚書は「周辺住民の理解」が条件であったこと

日野市は本件契約を 2013 年 12 月 25 日に締結したところ、その前提として、日野市は、「周辺住民の理解」が条件であるとする 2013 年 3 月 13 日付覚書を交わした。この「周辺住民の理解」について、日野市は、2013 年 3 月 21 日の市議会で、「3 市でもって土俵に上がって、これから協定等、また一部事務組合等、もしつくるのであれば、その前段として周辺住民の理解を得ていなければ、これは進まないんですよという意味での停止条件」と説明している（資料 2）。

大坪市長も、2013 年 7 月に行われた市民説明会で、「地元が反対という時には、住民投票で決まったことであっても広域化は難しいと考えます」として、「地元」の意向を重要視することを明らかにしてきた。

(2) 「周辺住民」には、少なくとも 500m 以内の区域の住民を含むこと

1960 年に旧建設省が示したごみ処理施設についての「計画標準（案）」には、ごみ焼却場の建設地について、「市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと」とされており（資料 3）、ごみ処理施設における「周辺住民」とは、少なくとも施設から 500 メートル以内の住民は含むと解される。

日野市は、「クリーンセンターだより」を、「クリーンセンターの地元である、新井自治会・新石自治会・百草園自治会・百草園団地自治会・落川上自治会（一部）の皆さん向けに発行している」(<http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/198,60468,314,1876,html>) が、これも少なくともクリーンセンターから 500 メートル以内の住民は、「地元」の「周辺住民」という理解を前提にしていると解される。

(3) 「地元」の「周辺住民」は、広域化に反対であること

2015 年 1 月 21 日、「ごみ問題・監査請求をすすめる会」は広域化計画に反対する 10、873 名の署名を貴委員会に提出したが、このなかには、新井自治会・新石自治会・百草園自治会・百草園団地自治会・落川上自治会の地域の住民数千名が含まれている。

また、これまで根強い反対運動を展開してきた新石自治会を始め、上記いずれの自治会も広域化に「賛成」や「理解」を示したものはない。この点については市も「新石自治会」の理解や同意が得られていないことを認めている。

さらに、新井・落川地区の住民によって組織された浅川南クリーンセンター周辺住民の会が改めて広域化反対の意思表示をしようと署名活動を行い、住民の過半数の署名を集めて提出している。

(4) 小括

日野市の「覚書」の締結、その後の市議会や市民説明会での説明によってこれら一連の行為によって、広域化に基づくごみ処理施設が建設される際には地元住民の同意・協力がなければ建設されないことは、住民と日野市の合意となっている。日野市は広域化に基づくごみ処理施設の建設に関する契約を締結する場合には、地元住民の理解という停止条件を成就させていなければならなかったものであり、少なくとも、信義則上、地元住民の同意があったと同視しうる状況なしに、ごみ処理施設建設に関する契約を締結してはならなかったというべきである。

それにもかかわらず、日野市は地元住民の意向を無視して本件計画を断行して、本件計画に基づいて本件契約の委託業務金を支払った。本件計画に基づく委託業務金の支払いが違法な公金の支出であることは言うまでもない。

3 市民参加がまったくなされていないこと

「ごみ処理施設建設基本設計」は、ごみ処理施設をどの地点に立地させるのか、建設するごみ処理施設の規模は、どの程度のものにするのか等、事業の基本となる計画を定めるものである。計画推進の出発点であり、要をなす事業であり、市民参加の手続は不可欠である。ところが、同事業は発注から納品まで、わずか3ヶ月間しか確保されておらず、計画策定に市民参加の機会はいっさい設けられていない。

これは日野市廃棄物処理条例の第6条で定める「市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない」といする市長の義務（資料4）に違反する。また、2009年6月に定められた「第2次ごみゼロプラン」でも、市民参加の理念を先取りし、焼却施設・粗大ごみ処理施設の更新（建て替え）について、市が施設更新計画を検討するが、専門部会（プロジェクトチーム）がその検討に参加することとしている（資料5）が、これにも反する。

ごみ処理施設の建設に際して、基本計画の策定に市民参加を保障し、時間をかけ、ていねいな議論によって、住民の合意をつくり出すのは常識である。2013年4月に稼働した三鷹市と調布市の広域化（ふじみ衛生組合）では、1999年の覚書締結以来、2006年の基本計画策定まで、市民参加による計画策定に7年間をかけている（資料6）。町田市は、2020年度に稼働をめざすごみ処理施設建設計画をすすめているが、2013年4月に基本計画を策定するまでに、2006年から7年をかけた市民参加によるていねいな検討が行われている。この中でプラスチックごみや生ごみの分別・資源化計画の策定、建設地の選定などが行われた。これら近隣市の取り組みと較べても、市民参加もなく3ヶ月で「基本設計」を策定した日野市のやり方の異常さは明確である。

なお、環境省・廃棄物対策課による「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き、ごみ焼却施設（第2版）」（2013年）は、ごみ処理施設の計画主要項目の第一に「処理能力」をあげ、「過去の年次別、季節別のごみ量の実績」と共に「将来のごみ収集計画など」に基づき決定すること、さらに「ごみ質の設定に当たっては将来のごみ分別方法や資源化・減量化等の変更に伴うごみ質の変化を見込む必要がある」としている。つまり、ごみ焼却施設の適正規模を設定することは、計画の第一要件となっている。基本計画の策定に、市民参加を保障し、時間をかけ、慎重に検討することは、市民合意、住民合意を形成する上で重要なだけでなく、ごみ処理施設の適正規模を決め、ムダのない効率的な施設、環境負荷の少ない施設とする上でも重要であることを示すものである。日野

市における「ごみ処理施設建設基本設計書」では、「共同処理」を称しながら、「将来のごみ収集計画」「将来のごみ分別方法や資源化・減量化等」に関しては、なんら検討されていない。従って、同計画で見積もる焼却炉の稼働時（2020年）の計画ごみ処理量、年間64,682トンは、現状（2013年度）の3市の可燃ごみ処理量の合計、年間64,003トンよりも、むしろ増加するという、ずさんなものとなっている。

この点でも、「ごみ処理施設建設基本設計書」策定委託業務への公金の支出は不当なものである。

4 本件契約に会計上の問題があること

本件契約で定められた履行期である2014年3月28日までに日野市が本件契約の目的物たるごみ処理施設建設基本設計書を受領することはなかった。それにもかかわらず、受注者は委託完了届を日野市の環境共生部施設課の担当者に交付し、同年3月31日に日野市に対して、残額である6,615,000円の支払を請求した。

日野市は、ごみ処理施設建設基本設計書を受領していないにもかかわらず、同年4月11日に6,615,000円を支払ったのである。なお、ごみ処理施設建設基本設計書は、支払い後の同年5月31日以降に日野市に引き渡された。

本件契約の履行過程には以下のような会計上の問題点がある。

ア 既述のように、ごみ広域化処理について、市民参加も、条件である地元の理解も得られないなか、本件契約は締結され、支払がなされている。

イ また、ごみ処理施設建設基本設計書が完成・納品されていないにもかかわらず、日野市は残額を支払った。これが契約に反し、「不当な公金の支出」であったことは明らかである。

ウ さらに、本件契約では、ごみ処理施設建設基本設計書を2014年3月28日までに受領することが予定され、代金は2013年度の予算において支払われることになっていた。地方自治法208条2項は会計年度独立の原則（各会計年度の歳出にはその年の歳入をもって充てなければならないとする原則）を規定し、同法213条1項は「年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては」繰越明許費と呼称するものとし繰越明許費に該当する場合には当該会計年度の予算内でそれを明示したうえで（同法214条）、翌年度において支出されなければならない。繰越明許費として計上していなければ翌年度において使用することができない（同法220条3項）とされている。日野市における2013年度予算内において繰越明許費は計上されていないにもかかわらず、納品が5月31日以降であったものの対価を4月11日に支払うことは、会計年度独立の原則の潜脱であり、地方自治法208条2項、213条1項2項、同法214条に違反し、「不当な公金の支出」である。

5 まとめ

以上のように、ごみ処理広域化計画には多くの問題点があり、手続的にも日野市が自ら条件とした市民参加がまったくなされず、地元の合意も得られていない。つまり、計画を進める前提条件が成立していない。

それにもかかわらず、日野市は2014年12月議会に一部事務組合規約案を提出し、ごみ処理広域化計画を強行した。

よって、請求者らは、日野市長に対して、ごみ処理施設建設基本設計書の委託業務金

の支払いが違法な公金の支出であることを確認して、日野市に発生した損害の填補を求めるとともに、ごみ処理広域化計画の推進によってこれ以上の損害が市民に発生することを防止するため、ごみ処理広域化計画推進行為を中止するよう求める。

以上、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

第 3 請求者

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

別紙 事実証明書一覧

- 資料1 平成25年3月31日付け 日野市長、国分寺市長、小金井市長による覚書
- 資料2 平成25年度一般会計予算委員会会議録 2013年3月21日(抜粋)
- 資料3 ごみ処理施設についての計画標準(案)(抜粋)
- 資料4 日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(抜粋)
日野市環境基本条例(抜粋)
- 資料5 第2次ごみゼロプラン(抜粋)
- 資料6 三鷹市、調布市 新ごみ処理施設整備の経過

平成27年4月22日提出した資料一覧

- 資料A 平成26年度第2回定例会会議録 2014年6月10日(抜粋)
- 資料Bの① 委託完了届(平成26年3月28日)
- 資料Bの② 業務委託検査調書(平成26年3月28日)
- 資料Bの③ 業務委託完了報告書(平成26年3月28日)
- 資料Bの④ 支出命令書(平成26年3月31日)
- 資料Cの① 委託契約書(平成25年12月25日)
- 資料Cの② 同契約書1ページ 第1条(総則)第2項
- 資料Cの③ 同契約書10ページ 第30条(検査及び引渡し)、
第31条(業務委託料の支払い)
- 資料Cの④ 同契約書 仕様別紙 「9.成果品」

平成27年4月24日提出した資料一覧

- ・監査請求意見陳述要旨
- ・「ごみ問題」と市民参画

平成27年5月7日提出した資料一覧

- ・ごみ処理施設建設基本設計書の「最終原稿」(2014年3月28日)と印刷製本された同基本設計書(2014年5月31日以降に納品)の「比較対照リスト」
- ・「浅川南クリーンセンター周辺住民の会」ごみ処理広域化計画反対署名世帯分布図
- ・新石自治会総会(2015年3月29日)議案書「ごみ広域化処理反対運動について」